

HeartOne カード規約改定のお知らせ

2023年2月1日をもって HeartOne カード規約および大和ハウスグループ施設提携カード特約を改定いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■HeartOne カード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>[HeartOne カードお申込みにあたってのご留意事項] 1. お申し込み可能な方 HeartOne カードは 18 才以上(高校生除く)で電話連絡可能な方で、当社の提携する金融機関に決済口座をお持ちの方に限りお申し込みいただけます。 HeartOne カードはクレジットカードの性格上カード券面に表示された会員本人に限り利用できるものとします。 <u>※未成年の方は、親権者(又はご両親)の同意の確認をさせていただきます。</u> お客様からのお申込み受付後、所定の入会審査をさせていただきます。カード発行のお手続きをとらせていただきます。 審査によりお申込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. カードの年会費・利用可能枠 HeartOne カードの入会金及び年会費は無料です。カードのご利用可能枠につきましては、カードの発行時にご案内いたします。 「ショッピングご利用可能枠」は割賦販売法に基づき算出した「支払可能見込額」の 90%以内かつ当社の基準によりお客様毎に設定され、その範囲内でカード毎のご利用可能枠が設定されます。 つきましては、既に当社発行の他のクレジットカードをお持ちの場合、当該カードの「ショッピングご利用可能枠」も合わせて見直しさせていただきます。「キャッシングご利用可能枠」は貸金業法に基づき、他の貸金業者のご利用残高と合算して年収の 3 分の 1 以内とさせていただきます。 <u>また、当社のご利用可能枠と他の貸金業者でのご利用残高の合算が 100 万円を超える場合は、所得証明書類(コピー)のご提出をお願いしております。</u> 当社発行のクレジットカードをお持ちの場合、今回のカード発行に関する審査の結果、現在の「キャッシングご利用可能枠」が引き下がる場合がございます。</p>	<p>[HeartOne カードお申込みにあたってのご留意事項] 1. お申し込み可能な方 HeartOne カードは 18 才以上で電話連絡可能な方で、当社の提携する金融機関に決済口座をお持ちの方に限りお申し込みいただけます。 HeartOne カードはクレジットカードの性格上カード券面に表示された会員本人に限り利用できるものとします。 お客様からのお申込み受付後、所定の入会審査をさせていただきます。カード発行のお手続きをとらせていただきます。 審査によりお申込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. カードの年会費・利用可能枠 HeartOne カードの入会金及び年会費は無料です。カードのご利用可能枠につきましては、カードの発行時にご案内いたします。 「ショッピングご利用可能枠」は割賦販売法に基づき算出した「支払可能見込額」の 90%以内かつ当社の基準によりお客様毎に設定され、その範囲内でカード毎のご利用可能枠が設定されます。 つきましては、既に当社発行の他のクレジットカードをお持ちの場合、当該カードの「ショッピングご利用可能枠」も合わせて見直しさせていただきます。「キャッシングご利用可能枠」は貸金業法に基づき、他の貸金業者のご利用残高と合算して年収の 3 分の 1 以内とさせていただきます。 <u>また、当社のキャッシングご利用可能枠と当社のご利用残高の合算が 50 万円を超える場合及び当社のキャッシングご利用可能枠と他の貸金業者でのご利用残高の合算が 100 万円を超える場合は、所得証明書類(コピー)のご提出をお願いしております。</u> <u>さらに、18 歳、19 歳のキャッシングご利用可能枠の設定については、ご利用可能枠に関わらず、所得証明書類(コピー)のご提出をお願いしております。</u> 当社発行のクレジットカードをお持ちの場合、今回のカード発行に関する審査の結果、現在の「キャッシングご利用可能枠」が引き下がる場合がございます。</p>

<p>第 29 条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第 12 条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。</p> <p><u>(4) 会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続に従い、第 12 条(2)に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。</u></p> <p><u>(5) (1)から(4)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「アメリカン・エクスプレス社」という)が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u></p>	<p>第 29 条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第 12 条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。</p> <p><u>(4) (1)から(3)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「アメリカン・エクスプレス社」という)が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u></p>
<p>第 32 条(外国通貨建て取引の円換算方法) 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に<u>2%の外貨取扱手数料</u>を加えた換算レートを使用します。</p>	<p>第 32 条(外国通貨建て取引の円換算方法) 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に<u>外貨取扱手数料 2.0%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料 0.25%、当社が定める外貨取扱手数料 1.75%)</u>を加えた換算レートを使用します。</p>
<p>第 35 条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第 12 条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。</p> <p><u>(4) 会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業所が定める手続に従い、第 12 条(2)に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。</u></p> <p><u>(5) (1)から(4)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「アメリカン・エクスプレス社」という)が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u></p>	<p>第 35 条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第 12 条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。</p> <p><u>(4) (1)から(3)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレス社が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u></p>
<p>第 37 条(外国通貨建て取引の円換算方法) 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に<u>2%の外貨取扱手数料</u>を加えた換算レートを使用します。</p>	<p>第 37 条(外国通貨建て取引の円換算方法) 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に<u>外貨取扱手数料 2.0%(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料 0.25%、当社が定める外貨取扱手数料 1.75%)</u>を加えた換算レートを使用します。</p>
<p>第 41 条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第 12 条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。</p> <p><u>(4) 会員は、日本国外のアメリカン・エクスプレス旅行サービスの営業所、提携代理店において本カードを提示し、その営業</u></p>	<p>第 41 条(キャッシングサービス) キャッシングサービスについては、第 12 条(キャッシングサービス)の規定に以下の事項を追加します。</p>

<p>所が定める手続に従い、<u>第 12 条(2)に定めるご利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスをご利用できます。ただし、この場合使用目的が限定される場合があります。</u></p> <p><u>(5) (1)から(4)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「アメリカン・エクスプレス社」という)が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u></p>	<p><u>(4) (1)から(3)のほか、当社及びアメリカン・エクスプレス社が別途定める規定がある場合は、それが適用されます。</u></p>
<p>第 44 条(外国通貨建て取引の円換算方法) 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に<u>2%の外貨取扱手数料</u>を加えた換算レートを使用します。</p>	<p>第 44 条(外国通貨建て取引の円換算方法) 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に<u>外貨取扱手数料 2.0%</u>(アメリカン・エクスプレス社が定める外貨取扱手数料 <u>0.25%</u>、当社が定める外貨取扱手数料 <u>1.75%</u>)を加えた換算レートを使用します。</p>
<p>■附則 <u>第 1 条(第 7 条(2)①に関する読み替え規定)</u> 2020 年 2 月 10 日ご利用分までは、<u>第 7 条(弁済金等の支払方法等) (2)①を以下の規定に読み替えて適用するものとします。</u></p> <p><u>(2)会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1 回払い、ボーナス一括払い、2 回払い又はボーナス 2 回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1 回払い以外のご利用は、当社が指定する加盟店・商品等・期間に限りです。なお、支払方法のご指定がない場合には、1 回払いとなります。</u></p> <p><u>①リボルビング払いー利用算定日における利用締切日が到来したリボルビング払いの商品購入代金の残高(以下「リボ算定日残高」という)を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上 1 万円単位で予め指定した金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定の手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用算定日の翌日から翌月 4 日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払いも可能です。この場合のリボ手数料は、利用算定日の翌日又は前回お支払いされた日の翌日からの日割計算によります。</u></p> <p><u>第 2 条(ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表)</u> <u>ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表に基づく月々のお支払額は、2020 年 3 月ご請求分までは、新たなカードの利用がないときは、前回と同額の支払金額になります。</u></p>	<p>(削除)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■大和ハウスグループ施設提携カード特約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第4条(ポイントサービス) (1)HeartOne カードは、当社が提供するハートワンポイントプログラムに加え、提携先が発行対象施設において提供するポイントサービス(以下「提携先ポイントサービス」という)が適用されます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4条(ポイントサービス) (1)HeartOne カードは、当社が提供するハートワンポイントプログラムに加え、提携先が発行対象施設において提供するポイントサービス(以下「提携先ポイントサービス」という)が適用される場合があります。</p> <p>(2) (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上